

様式第 5 - 2 法第48条第 1 項第6号関係（地域森林計画区域の変更の協議関係）

森林法第 5 条第 1 項の規定によりたてられた
地域森林計画の対象とする森林の区域の変更に関する事項

（注）森林法の特例措置（地域森林計画区域の変更）を必要とする場合に記載すること。

協議に関する事項

単位 ha

所 在				復興整備事業の 名称及び種類	面 積	備 考
市町村	大字	字	地番			
南三陸町	歌津	板橋	97-1	館浜地区 防災集団移転促進事業	1.26ha	事業区域面 積：2.29 ha うち対象森 林面積 1.26ha
南三陸町	歌津	板橋	128-1			
南三陸町	歌津	館浜	96-1			
南三陸町	歌津	館浜	127-1			
南三陸町	歌津	館浜	127-2			
南三陸町	歌津	館浜	128			
南三陸町	歌津	館浜	130			
南三陸町	歌津	館浜	214			
南三陸町	歌津	館浜	237			
南三陸町	歌津	館浜	240			
南三陸町	歌津	館浜	242			
南三陸町	歌津	館浜	247			
南三陸町	歌津	館浜	道-77			
南三陸町	歌津	館浜	道-79			

注1 地域森林計画区域の変更を要する土地の範囲は、復興整備事業の実施により、森林を他の用途に供する箇所又は他の用途の土地を森林とする箇所とする。

注2 所在欄は復興整備事業の実施区域ごとに地域森林計画区域の変更を行う箇所の所在を記載する。

注3 復興整備事業の名称及び種類欄には実施する復興整備事業の名称及び種類を記載する。

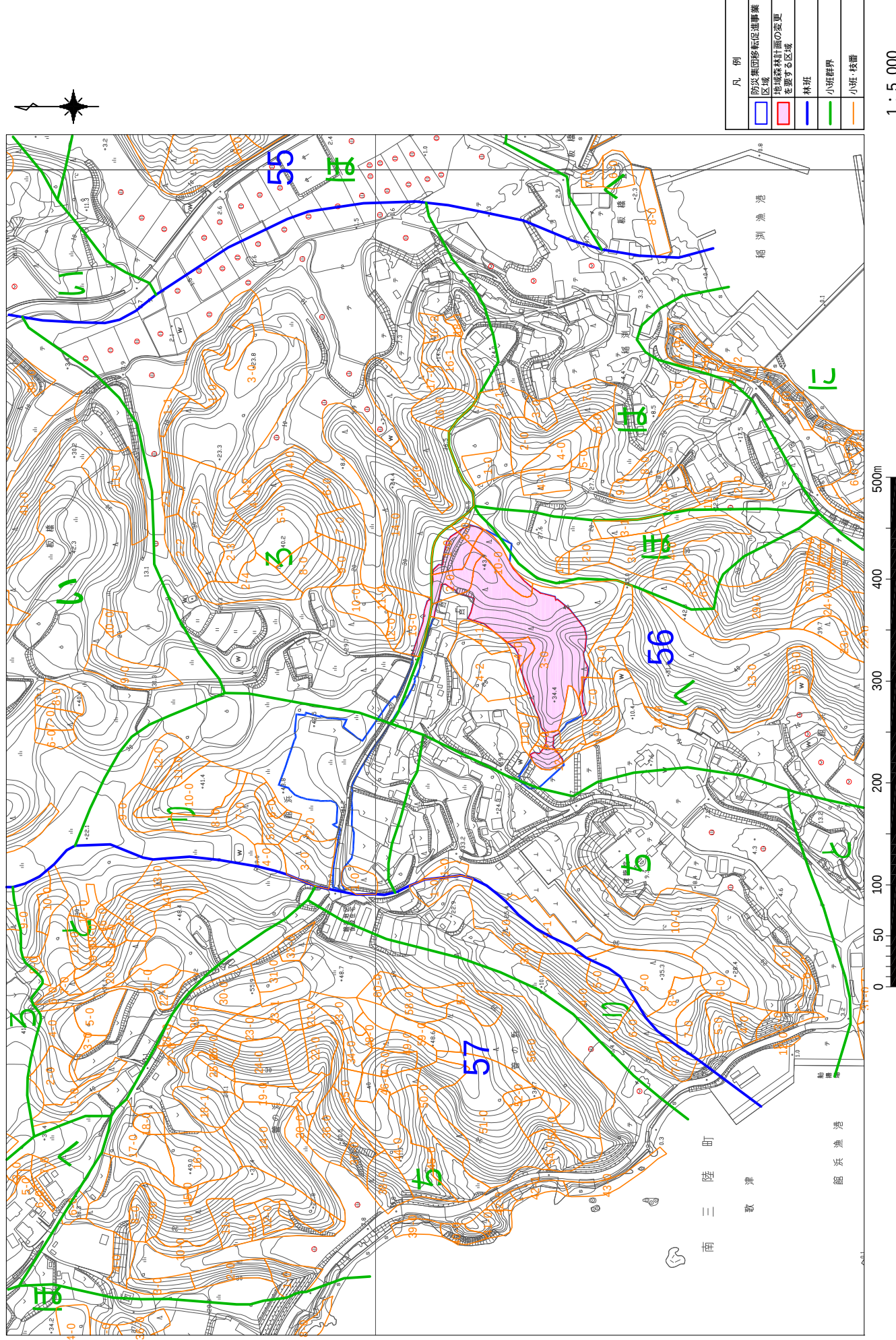
注4 面積欄には、事業区域のうち、地域森林計画区域の変更を行う面積を記載する。なお、面積は、小数第 2 位まで記載し、第 3 位以下を四捨五入すること。

注5 備考欄には、事業区域のうち地域森林計画の対象とする森林の面積などその他必要な事項を記載する。

添付書類

- 復興整備事業の名称及び種類を明示した実施区域及び地域森林計画区域の変更を要する土地の区域を記載した森林計画図
- 土地の形質の変更を行う区域、施設又は工作物の種類ごとの位置が記載された図面（森林を他の用途に供する場合に限る。）
- 復興整備事業に関する事項が記載された書面

館浜地区 防災集団移転促進事業 実施区域等を明示した森林計画図



様式第 5 - 2 添付書類（復興整備事業に関する事項が記載された書面）

事業概要

事業名称	館浜地区 防災集団移転促進事業					
事業目的	東北地方太平洋沖地震による被災地区の移転先として、住宅用地や公益施設用地を整備し、安全で快適な高台住宅団地の形成を図ることを目的とする。					
事業期間	平成 24 年度～平成 27 年度					
面積 (ha)	事業区域面積 図上求積による		2.29ha			
	地域森林計画区域を 変更する面積 森林簿による		1.26ha			
用地面積 (ha) 図上求積による	用地の現況 転用後の用途		地域森林計画 対象民有林	その他	計	比率
	一般住宅		0.39	0.24	0.63	27.51
	公益的施設		0.03	0.01	0.04	1.75
	道路(法面を含む)		0.52	0.50	1.02	44.54
	緑地		0.37	0.11	0.48	20.96
	排水施設用地		0.04	0.00	0.04	1.75
	その他(緑化法面等)		0.03	0.05	0.08	3.49
	計		1.38	0.91	2.29	100.00
	比率		60.26	39.74	100.00	
林況 図上求積による 林齢は平成 25 年度現在	樹種	面積 (ha)	林齢 (年)	樹種	面積 (ha)	林齢 (年)
	スギ	0.31	52～84	マダケ	0.01	-
	アカマツ	0.27	79			
	その他広葉樹	0.79	54～79			
地形	標高: 約 40m～60m 平均傾斜度: 約 2%～20% 地形の特徴: 東部は全体的に緩やかな傾斜の 2 つの小丘陵地があり、標高 50m と 35m 付近を頂部とした南北に新調する尾根状地形である。西部は、標高 40m の平地である。					
地質	地質時代: 中世代三畳紀 基岩名等: 粘板岩					
周辺地域への影響及び生活への配慮等	計画地に隣接して西側、南側には田畑が耕作されているが、用水は溜池からのポンプ利水となっており、触れないよう計画し、営農に支障を生じ無い様農家及び水利権者とは調整確認済みである。 雨水排水について、地区内に降った雨水は速やかに側溝により排水し、地区外は現況水路(一部改修)を経て海へ放流する。汚水排水については、戸建住宅別に合併浄化槽により規定の水質基準以下に浄化処理を行った後、団地内の道路側溝に排水する。 防災対策として、工事中は板柵工、仮排水路、沈砂地、暗渠排水等を設置し地区外への濁流、土砂流出を防止する。施工後の集水面積や法面面積が大きい宅地盤については法肩に防災小堤を設置し、法面への雨水流出を抑制し、雨水による洗掘や侵食を防止する。法面の保護工として、植生基材吹付けを行うとともに、小段側溝、縦排水溝、集水マスを設置する。緑地は、張芝により緑化する。					

「地域森林計画を変更する面積」は、開発に係る森林簿面積を基に集計した面積で、「用地面積」は図上求積による面積で、一致しない。

「転用後の用途」は、添付図面「土地利用計画図」と整合するよう、宅地、公共用地等、道路、水路、法面、公園・緑地、公共用地等に適宜区分して作成する。

館浜地区 防災集団移転促進事業 土地の形質の変更を行う区域図

